

佐賀県介護実習普及センター設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年十月四日

佐賀県知事 古川 康

佐賀県条例第四十八号

佐賀県介護実習普及センター設置条例の一部を改正する条例

佐賀県介護実習普及センター設置条例（平成九年佐賀県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

佐賀県在宅生活サポートセンター設置条例

第一条を次のように改める。

（設置）

第一条 福祉用具、住宅改修等に関する情報の提供、介護の実習、福祉用具を利用した体験学習等を通じて、高齢者等の在宅生活における自立の支援並びに介護に関する県民の知識及び技術の向上を図り、もって県民の福祉の増進に資するため、佐賀県在宅生活サポートセンター（以下「センター」という。）を設置する。

第四条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

（利用料金）

第四条 センターの施設を利用する者は、利用の際、指定管理者に利用料金を納入しなければならない。

2 前項の利用料金は、センターの施設の維持及び管理に必要な費用を、当該施設の利用予定者数で除して得た額を限度として、指定管理者が定める。

3 指定管理者は、前項の規定により利用料金を定めるときは、知事の承認を得なければならない。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

佐賀県介護実習普及センター設置条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

| 改 正 後   | 改 正 前   |
|---|---|
| <p data-bbox="1830 293 1917 687">佐賀県在宅生活サポートセンター設置条例</p> <p data-bbox="1722 245 1756 341">(設置)</p> <p data-bbox="1299 236 1704 775">第一条 福祉用具、住宅改修等に関する情報の提供、介護の実習、福祉用具を利用した体験学習等を通じて、高齢者等の在宅生活における自立の支援並びに介護に関する県民の知識及び技術の向上を図り、もって県民の福祉の増進に資するため、佐賀県在宅生活サポートセンター（以下「センター」という。）を設置する。</p> <p data-bbox="1191 245 1225 397">(利用料金)</p> <p data-bbox="1032 209 1173 775">第四条 センターの施設を利用する者は、利用の際、指定管理者に利用料金を納入しなければならない。</p> <p data-bbox="819 209 1014 775">2 前項の利用料金は、センターの施設の維持及び管理に必要な費用を、当該施設の利用予定者数で除して得た額を限度として、指定管理者が定める。</p> <p data-bbox="660 236 801 775">3 指定管理者は、前項の規定により利用料金を定めるときは、知事の承認を得なければならない。</p> <p data-bbox="553 209 586 354">第五条 略</p> | <p data-bbox="1830 900 1917 1294">佐賀県介護実習普及センター設置条例</p> <p data-bbox="1722 852 1756 948">(設置)</p> <p data-bbox="1404 815 1704 1385">第一条 介護の実習、福祉用具を利用した体験学習等を通じて、高齢者の介護に関する県民の知識及び技術の向上並びに意識の啓発を図り、もって県民の福祉の増進に資するため、佐賀県介護実習普及センター（以下「センター」という。）を設置する。</p> <p data-bbox="553 815 586 960">第四条 略</p> |